

# 島本町立図書館設置条例施行規則

昭和53年8月25日

教委規則第5号

注 平成8年6月18日教委規則第2号から条文注記入る。

(目的)

第1条 この規則は、島本町立図書館設置条例(昭和53年条例第15号)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第2条 島本町立図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた時は、これを短縮し、又は延長することができる。

- (1) 火曜日から木曜日まで、土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで
- (2) 金曜日 午前10時から午後6時まで

(平8教委規則2・一部改正)

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで(第1号に規定する日を除く。)
- (3) 館内整理日(毎月1回)
- (4) 特別整理期間(年間5日間以内)

(平8教委規則2・平13教委規則1・平16教委規則1・平16教委規則7・一部改正)

(利用)

第4条 入館者は、係員の指示に従い、指定された場所において、図書・記録・町政資料・郷土資料・逐次刊行物その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を利用するものとする。

(平8教委規則2・一部改正)

第5条 図書館資料の館外貸出は、別に館長の定める規定に基づいて行う。

(入館者の遵守事項)

第6条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 許可なく壁等にはり紙などをしないこと。
- (3) 許可なく物品の販売等をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼす物品、動物の類を持ち込まないこと。
- (6) その他図書館の職員が指示する事項

2 館長は、前項の各号のいずれかに該当する者に対して、図書館への入館を拒否し、又は、退去を命ずることができる。

(平8教委規則2・一部改正)

(損害賠償義務)

第7条 図書館利用者が、図書館資料及び施設・備品を紛失し、又は破損したときは、弁償する責を負うものとする。ただし、紛失し、又は破損した理由が、避けることのできない事故及びやむを得な

い事情によるものであると館長が認めるときは、この限りでない。

(館長への委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用について必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月18日教委規則第2号)

この規則は、平成8年7月22日から施行する。

附 則(平成13年4月1日教委規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月17日教委規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月15日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。